

●8月19日の平井知事の定例記者会見での発言(抜粋)

当時(2011年12月)その中で文言として幾つか食い違ったところがありました。事前了解という言葉のところにつきましては、私どものほうでは事前説明プラス意見表明ということであり、それに対して誠実に中国電力側が対処するというものでありました。それで我々は言葉としても事前了解ということを求めたんですが、**実質は変わらないという説明が当時ございました。**やはり締結しないよりは締結したほうが、契約と同じような法律関係に入りますので、全く請求権がない鳥取県側の立場からすると、飛躍的に前進するものですから、文言のところの細部については、中国電力側の考え方を一部入れた形になりましたけれども、**実質は変わらないという説明を** 当時から受けておりました。

同じであるならば、同じように書けばいいじゃないかと、そういう強いお話がございまして、私どもとしては中国電力のほうにそのことを1つの重要なファクターであると。これが解決しないと今後の事前了解、向こう流に言えば、事前説明プラス意見表明ということについて、私どもが了解を与えるかどうかに影響するよと。そういう最終的な通告をさせていただいております。

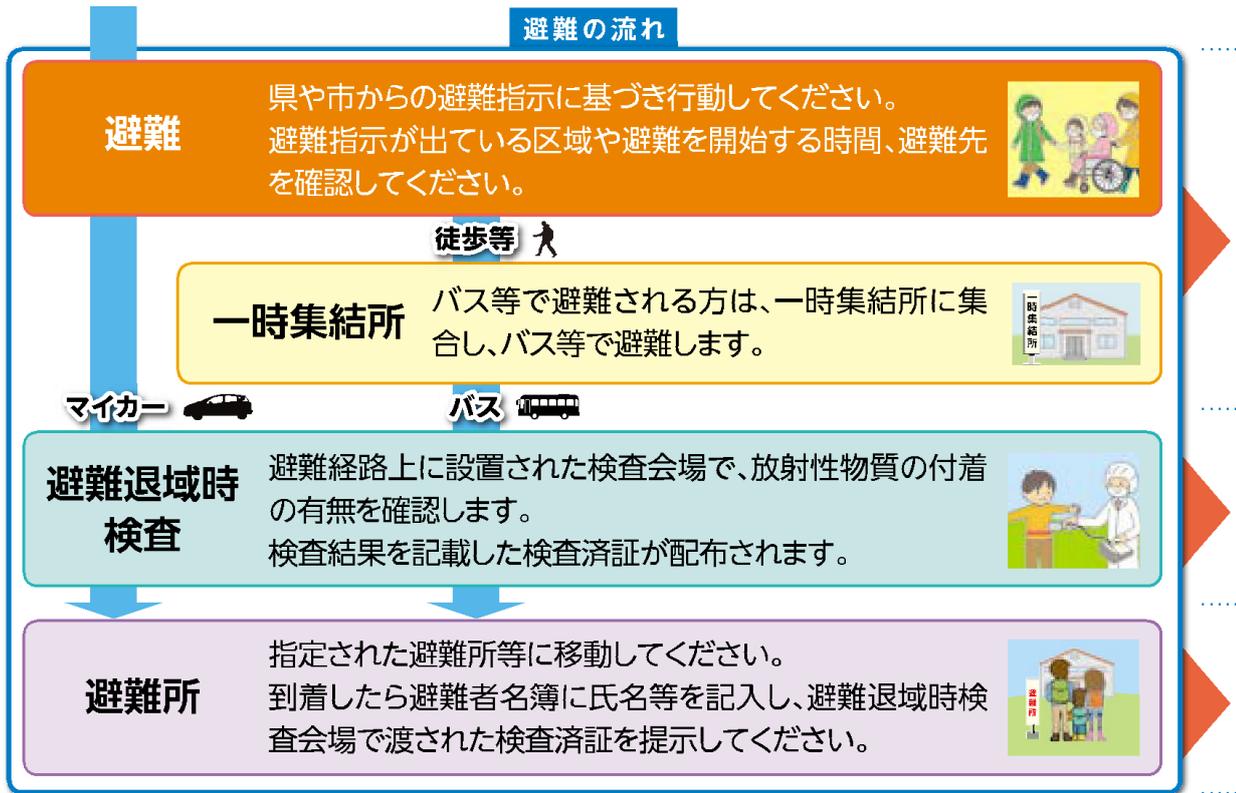
それで、今回のような単純なその事前了解ということは周辺にはないので、それはあり得ませんというお話であれば、それは即刻突き返さなければならぬと思います。

●米子市民自治基本条例第29条について 2020年3月議会における市長答弁

最初に、住民投票によって市民の意思を問う手法も必要ではないかという御意見についてでございますが、米子市民自治基本条例におきまして、間接民主制を補完するものとして、市民投票制度について定めているところでございます。この中では、市政の特に重要な事項について、事業ごとにその都度条例で定めるところにより、市民投票を実施することができるというふうに定めております。

そこにおける住民投票制度というのは、それでもなお、その議会がもしも住民の皆さんの考え方が反映し切れないものがあるとするならば、あるいは住民の皆様方の考え方が十分に把握し切れないものがあるとするならば、それをいわゆる間接民主制を補完する制度として直接民主制があるという認識だと思っております。

●「原子力防災ハンドブック」より



●「米子市広域住民避難計画」より

6 避難手段ごとの避難方法

(1) 自家用車による避難

キ 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。この場合、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、**基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。**

また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。

米子市民への原発に関する意識調査（抜粋）

調査主体

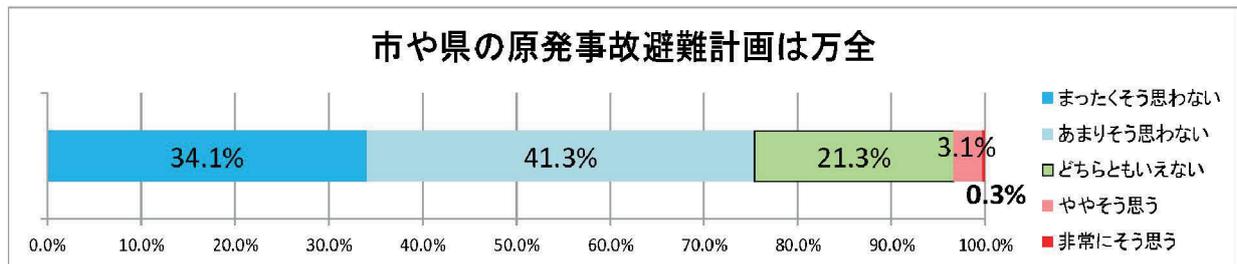
島根大学法文学部社会学研究室

対象：アンケート調査1492人（選挙人名簿から無作為に抽出、郵送による調査）

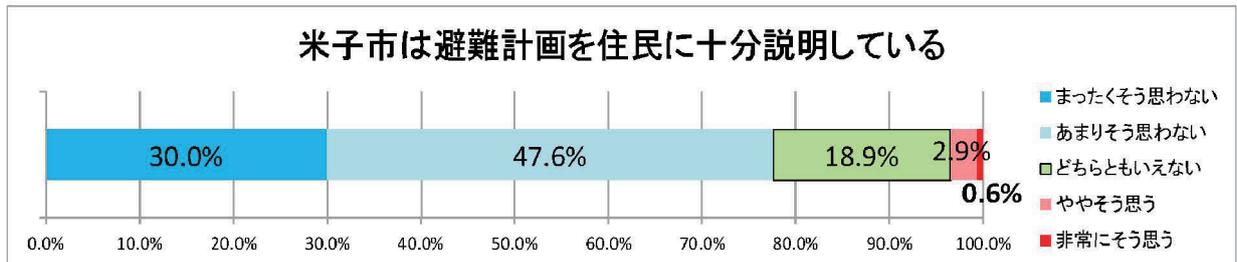
うち回答706人

実施日：2014年2月～3月

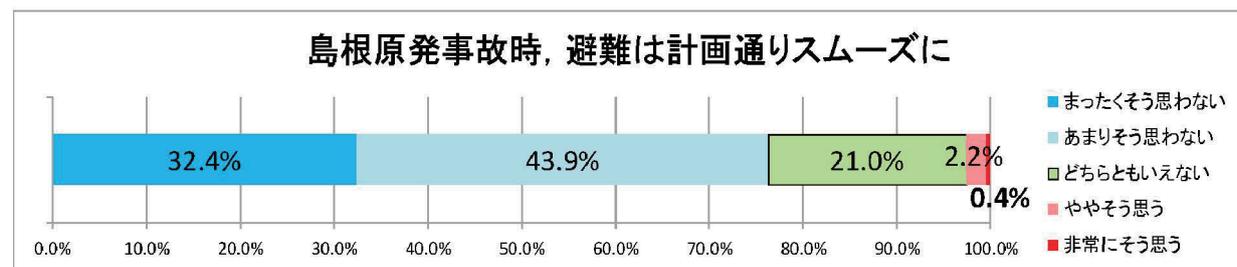
5.2.



5.3.



5.4.



5.5.

